

いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月改訂
坂井市立三国西小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、県教育委員会、市、市教育委員会、家庭、警察等、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てます。
- いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。
- 集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努

め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

- 県教育委員会が推進する幼小接続を通して、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促します。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

- 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
- すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童の心の居場所をつくることに心掛けます。
- 学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

- 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 児童が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、情報モラルに関する教育を推進し、教員の研修の充実を図って防止に努めます。
- 研修会や事例検討会を定期的開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめ防止等のための資質能力の向上を図ります。
- 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- 危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）が出来るための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

- いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないよう児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- いじめの被害と加害および他の児童のいじめ行為の状況について、児童自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童を対象としたアンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、児童だけでなく保護者や教職員も対象としたアンケートを定期的実施し、早期発見に努めます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後児童クラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、児童が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- いじめに係る情報を適切に記録します。

（５）いじめの事案対処

- いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。
- いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで事案対処します。
- いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを素早く行い、安全・安心を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターな

どの専門家や警察等、関係機関などと連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

(6) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、県・市・教育委員会、警察等へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。

○いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

(7) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか 確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とします。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

(1) いじめ対策委員会

○校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当等の教職員で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての指導方策を定期的に協議します。

(2) いじめ対応サポート班

○いじめの事実を確認した場合、速やかに教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、担任、養護教諭等で「いじめ対応サポート班」を組織します。当該事案の対応策を協議させ、個別面談や情報収集等の役割分担等を決めてチームで対応し、早期解決を目指します。また、解決後も継続的な支援を行い、再発防止に努めます。

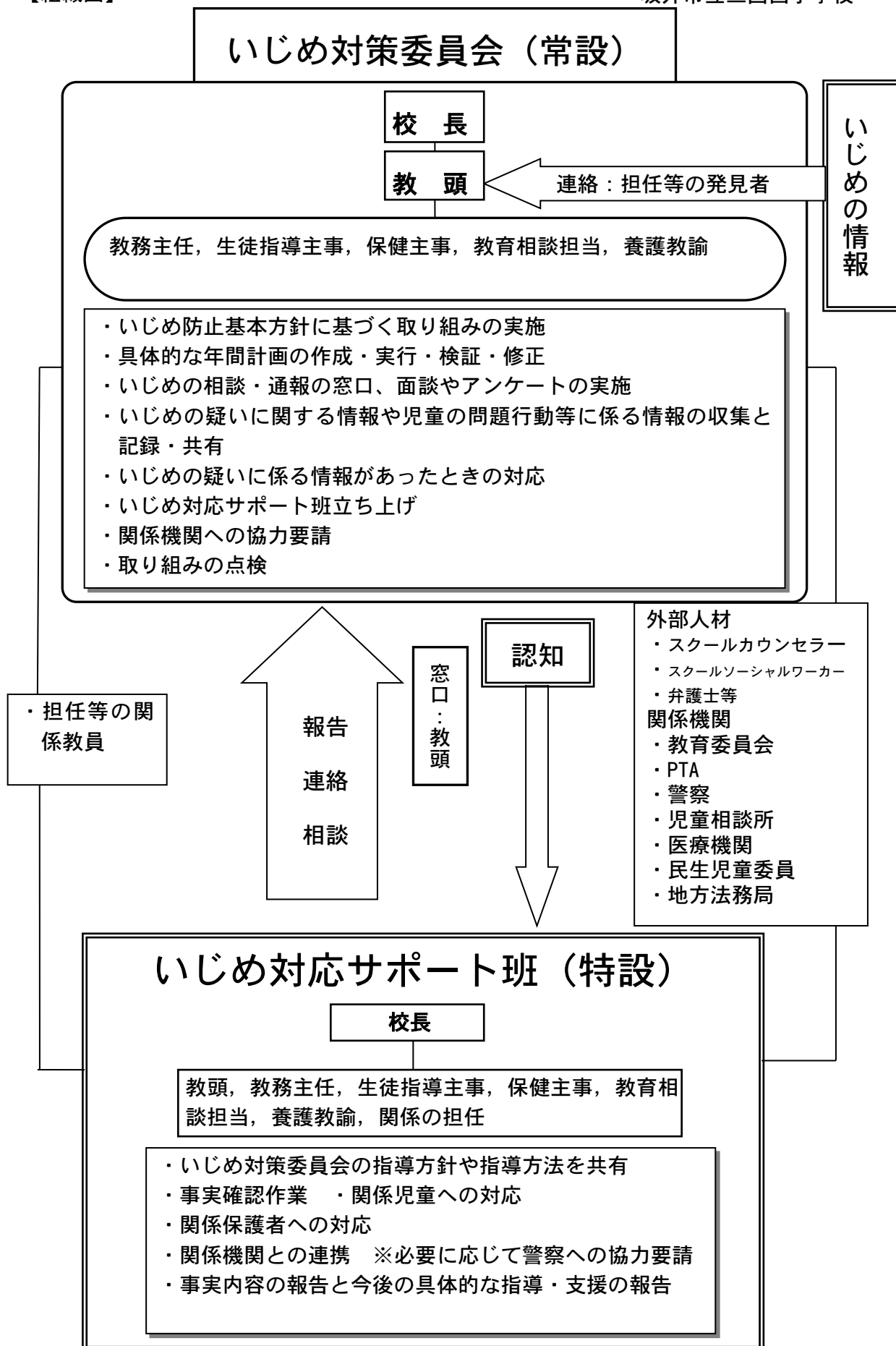
(3) 家庭、地域、関係機関との連携

○いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。特にいじめの調査については児童だけではなく、保護者に対しても実施します。

○警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

(4) 学校相互間の連携協力

○いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。



【いじめ対策の年間行動計画】〔４～６月〕

坂井市立三国西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA 総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	学級開き ※係活動，日直活動，委員会活動の役割分担等					
		縦割り班スタート ※自主的な活動 絆づくり リーダーの育成					
		委員会活動					
		1 年 生 を 迎 え る 会					
		集会で委員会発表，クラス発表を随時行う					
5 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査の実施と状況把握 校内研修 ・人権教育 ・道徳教育 ・読書指導等 ・いじめチェックリストの実施 ※年間計画の作成確認	心のアンケート調査(児童)と教育相談週間の実施 学習や生活に関するアンケート（保護者・教職員）					
		クラブ活動					
		PTA 資源回収・奉仕作業					
		運動会へ向けての企画と準備					
		運 動 会					
6 月	学校公開 地域学校協議会 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究会 ・授業改善 ・学習規律 民生委員交歓研修会	西っ子集会					
		避難訓練					
		らっきょう漬					
		らっきょう切り					

〔7～9月〕

坂井市立三国西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 保護者会 ・情報や意見収集	縦割り班での集会活動					
		魅力ある学校づくりアンケート					
		西地区親善野球・バレーボール大会					
8月	いじめに関する校内研修 ・一学期の反省 ・二学期からの取り組み ・教員の意識点検	三国町親善野球・バレーボール大会					
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・いじめチェックリストの実施 授業研究	西っ子集会					
		らっきょう味つけ				自然教室	

〔10～12月〕

坂井市立三国西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 学校公開 地域学校協議会						修学旅行
		いじめアンケート（保護者）					
		心のアンケート調査（児童）と教育相談週間の実施 学習や生活に関するアンケート（保護者・教職員）					
		西っ子集会					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 人権教育、人権週間に 関する校内研修会						
		PTA 親子ふれあい行事					
		おもちゃ フェスティバル					中学校体験 入学
		西っ子ウォーク					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 保護者会 ・情報、意見収集	ランニングフェスティバル					
		縦割り班での集会活動					
		魅力ある学校づくりアンケート					

〔1～3月〕

坂井市立三国西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 学校評価の実施 いじめに関する校内研修 ・二学期の反省 ・三学期からの取り組み ・いじめチェックリストの実施	心のアンケート調査（児童）と教育相談週間の実施 学習や生活に関するアンケート（保護者・教職員）					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 地域学校協議会	西っ子集会					
		なわとび大会					
		保健指導（心の健康）					
		新入生 体験入学					
		6年生を送る会					
3月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	校内奉仕作業					
		魅力ある学校づくりアンケート					
		卒業式					